

被災した建物の解体と災害で流入した土砂・がれきの撤去

申請は29日(金)まで

市は被災した住宅などの建物の解体や、宅地内に流入した土砂・がれきの撤去を行なっています。申請期限は29日(金)までです。申請漏れのないよう注意してください。

申請期限 29日(金)まで

対象者 被災した建物や土地などの所有者

対象となる物件

- ①半壊以上の住宅(店舗兼住宅を含む)
- ②半壊以上と認められ、二次災害につながる恐れや

生活環境の保全に支障がある建物(空き家、倉庫などを含む)

③宅地内に堆積した土砂(流木・岩石を含む)・がれき
手順 ①希望者は申し込み先に連絡②日程を調整後、担当職員が現地を訪問③要件などを確認し、今後の手続きや解体・撤去の流れを説明

申し込み先 都市開発課(円一町庁舎3階 ☎0848・67・6117)

被災した国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者の医療費などを免除

被災した国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者は、医療機関などの窓口で免除証明書を提示すると、医療費・介護サービス費(一部負担金)が免除されます。

免除証明書を取得するには申請が必要です。証明書を持っていない人は早めに申請してください。

※社会保険などの加入者は、保険者に直接、問い合わせてください。

対象 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者で次のいずれかに該当する被災者

- ①住宅が全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被害を受けた人
- ②主たる生計維持者が死亡または治療に1カ月以上を必要とする重篤な傷病を負った人

- ③主たる生計維持者が行方不明の人
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人(失業手当や傷病手当金は収入に含まれます)

受付場所 保険医療課、高齢者福祉課、各支所用意する物 被保険者証、印鑑、被災(り災)証明書など

●次の費用は免除の対象となりません

入院・入所時の食費や居住費、はり・きゅう・マッサージ・整骨院などの施術費用、補装具代など

☎保険医療課

(国民健康保険について) ☎0848・67・6050

(後期高齢者医療保険について) ☎0848・67・6056

高齢者福祉課

(介護保険について) ☎0848・67・6240

ご支援いただいた
皆さまを紹介いたします

平成30年7月豪雨による災害では、たくさんの方の企業・団体・個人から温かい支援をいただいています。感謝の意を込めて、支援いただいた皆さまを順次、紹介いたします。(順不同・敬称略)

●寄付金・見舞金

【個人】加藤信男【企業・団体】株式会社高心
/タカシン・ホーム▽尾三地方森林組合
株式会社アクティオ

寄付金・見舞金の総額

1億1181万4015円(平成31年2月19日時点)

●支援物資・給水応援など

【個人】沖中優紀【企業・団体】協和発酵キリン株式会社営業本部中国支店福山営業所▽積水化学工業株式会社▽日本原料株式会社▽有限会社ITOテクノ▽和木自治振興会▽株式会社USSAIJO▽海上自衛隊第3掃海隊(掃海母艦ぶんご)掃海艇あいしま・掃海艇みやじま、第42掃海隊(掃海艇なおしま)、第101掃海隊(掃海管制艇ゆげしま)▽航空自衛隊西部航空方面隊

●災害ボランティア

延べ1万500人(平成31年2月19日時点)

(来月号に続きます)